

簡易型総合評価落札方式説明会における Q&A

日 時:平成 19 年 6 月 22 日(金)

場 所:東 別 院 会 館

(回答者 : 愛知県建設部建設企画課)

1 . 資料 P 2 「 3 総合評価落札方式に関する事項 」 のうち加算点について

「(1) 総合評価落札方式の仕組み」において、加算点の最高点数が 4 0 点とありますが、この配点が基本と考えてよいのでしょうか。それとも工事によりそれぞれ異なるのでしょうか。異なる場合、他にどのような配点を考えているのでしょうか。

【回答】

大きく、工種で 2 種類 (一般土木、建築及び設備)、評価方法で 2 種類 (簡易型、特別簡易型) に分かれています。

最も加算点の高いのが、一般土木 (簡易型) で、配布資料のとおり最高加算点が 4 0 点です。一般土木 (特別簡易型) は、施工計画提案がないので、2 5 点満点となります。

建築工事や機械電気等の設備工事は、施工計画提案が求めにくいことから、施工計画提案を 1 0 点満点としています。また、県内全域あるいは支店業者さんを対象とすることが多いので、地域精通度地域貢献度の配点を少なくし、建築及び設備 (簡易型) では合計加算点を 3 0 点満点としています。従って、施工計画提案のない建築及び設備 (特別簡易型) は、2 0 点満点となります。

2 . 資料 P 2 「 3 総合評価落札方式に関する事項 」 のうち評価項目、評価基準について

「施工上特に配慮すべき事項」が、例えばコンクリートの品質管理のように広範にわたり、標準案が仕様書等による場合、特別に実施する対応のみについて記載すればよいのでしょうか。

それともその他の事項についても標準案の理解度を示すという意味で、一通りを記載するべきなのでしょうか。そのあたりの評価基準を教えてください。

【回答】

安全対策や環境配慮などでは、標準案が特記仕様や図面に記載されていると思いますので、「・・・を行なった上で する。」といった書き方ができると思います。

コンクリートの品質管理のような設問では、標準案を書いているときりがあ

りませんので、「県の標準仕様書以外に、を行う」といった書き方が誤解を与えないと思います。

3. 資料P2 - (2) 評価項目と評価基準について

(ア) 施工計画に関する事項における : 加算点は0, 3, 6点の三段階の評価のみですか？(例: 4点はないのか?)

【回答】

評価項目や評価基準は工事毎に定めますので、3段階や4段階の評価を行うと記載されていれば、その点数が加算点となります。

相対評価を行うと記載されていれば、最低点と最高点の間でどのような点数が付くかは、それぞれの提案内容によりますが、一般的には整数を使うことが多いと思います。

4. 資料P3 - (2)

(イ) 企業の技術力に関する事項

: 同種工事の施工実績は、県発注工事以外の実績も含めるとあるが民間発注工事も実績となりますか？

【回答】

建築工事では、民間工事も施工実績とする例が多いようです。

土木工事では、民間工事と同種と考えられる工事を施工することが少ないと思いますが、「国・地方自治体等が発注した・・・」といった条件が付いていない限り、民間工事を実績としても構わないと思います。

5. 資料P4 - (2)

(ウ) 配置予定技術者の能力に関する事項

: 配置予定技術者の評価において、現場代理人、主任(監理)技術者、担当技術者による評価の差はないのですか？

又、工事毎に従属期間はどの程度と考えればよいでしょうか？

【回答】

入札資格審査と同様に、技術者による格差は付けていません。また、工事従事期間の規定もありませんので、1ヶ月で終わった工事でも大丈夫でしょう。

ただし、今後は評価に差をつけたり、期間を指定するようになるかもしれません。その場合は、広告文にその旨が記載されることになるでしょう。

6. 資料P5「4 技術資料の作成及び提出に係る事項」のうち施工計画の作成について

表記について詳細が記されていませんが、施工計画（施工上特に配慮すべき事項に対する対応）の作成にあたり、枚数（字数）制限、添付資料の可否等の指定はあるのでしょうか。

【回答】

現在は施工計画提案の枚数制限を明記していませんが、今後は以下の脚注を付けようと考えています。今も、問い合わせがあれば同様に答えています。

「記述は、原則このA4用紙1枚に収めること。」

「説明図を必要とする場合は、A4用紙1枚程度に記入して添付すること。」

7. その他：技術資料の評価結果の公表について

技術資料の評価結果（加算点）は、入札（開札）終了後、どこまで公表されるのでしょうか。（合計点のみ or 各項目毎？）

また、落札者においては、施工計画で複数の提案を行い、その一部が評価された場合、評価されなかった提案に対しては履行義務があるのでしょうか。

ある場合は、その評価されなかった項目を履行しなかった場合のペナルティはどのようになるのでしょうか。無い場合は、施工計画の評価結果について記載内容毎に開示されるのでしょうか。

【回答】

公表は、企業名がわかる形で入札額や各細目毎の採点結果を閲覧可能とする予定です。

施工計画提案のうち、評価した項目は、特記仕様書等に抜書きし、不履行の場合は減額変更を行います。

施工計画提案に要する費用を含めて入札していただいていますし、契約書には提案書自体を添付していますので、評価しなかった項目についても履行義務は生じます。ただし、提案内容によっては、周辺工事や以後の工事に影響がでる場合もありますので、評価されなかった項目を履行すべきかどうかについては工事監督員と協議してください。なお、監督員と協議済みの履行項目が不履行だった場合、減額変更はされませんが、工事成績評定には反映すると考えられます。

8. その他：県内の市長村の状況はどのようなものでしょうか？

【回答】

名古屋市を除く県内62市町村のうち、半数が今年度中に総合評価方式を実施するそうです。全く実施の意思がない市町村は1割程度ですので、2/3程度の市町村で実施されると予想されます。

実施件数は、中核市（豊橋市・岡崎市・豊田市）で5～10件程度、その他の市町村では1～2件程度と聞いています。

9. 土木等適用される各業種の割合はどのような内訳でしょうか。また主たる対象ランクはどのようなのでしょうか。

【回答】

県の今年度実施予定は、110件のほとんどが土木工事で、建築工事は数件です。土木工事には機械や電気などの設備工事を含みますが、少数です。

現在のところ、入札予定価格が1億円弱以上の工事から抽出して試行していますので、一般土木で言うと県の総合点数が930点以上のBランク上位以上が対象となっています。

今年度中に一般競争入札の適用拡大が行われますので、それに伴って、対象ももっと小規模な業者さんにまで広がることになります。

10. 本年度の同方式を実施した結果、来年度は評価項目、点数等変更の影響はあるのでしょうか

【回答】

はい。現在も試行として行っていますので、今後も変更される可能性が大きいです。

11. 昨年度実施された結果、逆転落札はございましたか。

【回答】

昨年度実施した14件では、すべて最低価格入札者が落札しました。

国の結果では、加算点30点程度の簡易型で1割弱が逆転していたようです。

ただし、逆転することが重要なのではなく、技術加算点の高い入札者の落札割合が多くなることが重要だと考えています。

12. 平成 20 年度は何件位実施予定でしょうか。

【回答】

現時点では予想がつきません。年度内にも 19 年度総合評価試行数の上方修正があるかもしれません。

今の状況が続けば、総合評価適用数の減少は考えられないので、来年度は今年度よりも多くなると思われます。

以 上